

## 産業構造審議会保安分科会液化石油ガス小委員会（第3回）議事録

日時：平成26年6月11日（水） 10:00～11:35

場所：経済産業省本館17階国際会議室

議題：

- (1) ガスシステム改革の保安規制のあり方について
- (2) その他

議事内容

○大本ガス安全室長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから第3回産業構造審議会保安分科会液化石油ガス小委員会を開催いたします。ここからの議事進行につきましては、橘川委員長をお願いいたします。

○橘川委員長　どうもおはようございます。朝早くからお疲れさまです。ご存じのように、ガスシステム改革の委員会が進んでいまして、2つ大きなことがあったと思います。

1つは、前回の委員会で、簡易ガス、コミュニティーガスの規制を緩和する方向が打ち出されまして、その中の一環として、保安規制についても液石法に移してはどうかという意見も出まして、本日、多分そのことが主要な議題の1つになるかと思えます。

もう一点は、直接はLPガスとは関係ないのですが、都市ガスそのものの保安の問題が議論されて、3つの案が出ました。導管事業者が責任を負うという第1案と、小売事業者が負うのですけれども、導管事業者に委託することができて、その場合、導管事業者は受託しなければいけないという第2案と、小売事業者が責任を負うのですが、委託することができ、それに対して導管事業者は受託しなくてもいいといいますが、そういう自由があるという第3案が出ました。

その中で、第1案をいわれた方と、第3案が基本だと思うのですが、緊急時規制については第2案をまぜるというガス協会の案と、この2つの議論が出ました。そのときのガス協会の方の説明の中に、なぜそういう案をとるのかという理由の一端として、保安のところを切り出してLP事業者が参入するという可能性もあるということ、あと、簡易ガスについても同じことがいわれました。簡易ガスについては、松村さんがその場にオブザーバーで出られていますので、ご意見を述べられましたが、ガスシステム改革の委員会というのはLPの代表の方がいない場でありましたので、一応LPの話は出てきたのだけれども、LPについて語られることがなかったということで、ガスそのものの保安の問題もLPガス業界に多少関係しているという2つの流れがありまして、その背景の中で球が投げ出されましたので、保安の問題はこちらの産構審で取り扱うことに

なっていますので、きょう議論するということだと思います。

ということで、重要な会議になると思いますので、効率よく進めていきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、まず大本安全室長から、本日の出席状況及び資料について御説明をお願いいたします。

○大本ガス安全室長 本日は、委員18名のうち13名の方が御出席で、小委員会の定足数に達しておりますことを御報告いたします。また、今回から新たに参加される委員の方を御紹介させていただきます。一般社団法人日本ガス協会常務理事、富田委員でございます。

○富田委員 富田でございます。よろしくをお願いいたします。

○大本ガス安全室長 続いて、配付資料の確認をさせていただきます。配付資料一覧が議事次第の次でございますけれども、資料1と2、また参考資料がございます。配付資料に不備等ございましたら、進行中でも結構ですので、お知らせいただければと思います。それでは、事務局を代表いたしまして、寺澤商務流通保安審議官からご挨拶をさせていただきます。

○寺澤商務流通保安審議官 皆さん、おはようございます。商務流通保安審議官の寺澤でございます。

本日はお忙しい中、また暑い中、経産省は残念ながらまだ冷房が入っていないので、非常に申しわけないのですが、本日は第3回の液化石油ガス小委員会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。今日は、本当に大きなテーマがございます。ご案内のように、ガスシステム改革というのが総エネ庁で議論されて、ガスの自由化をめぐる抜本的な議論がなされているわけでございますけれども、やはり重要なのは、私どもはいかなるシステム改革があったとしても、保安の水準が維持され、高度化されるということは大前提だろうと思っていますので、この小委員会を通じて、液化石油ガスに関連しまして、ではシステム改革の中できちっと保安の水準を維持向上するために何が必要なのかという非常に大切なテーマについて、是非活発にご議論していただきたいと思います。そういう意味では、暑い部屋で申しわけないのですが、是非とも熱いご議論を期待しますので、よろしくをお願いいたします。

○橘川委員長 どうもありがとうございました。

それでは、早速今日のメインの議題に入っていきたいと思います。ガスシステム改革の保安規制のあり方、その中のLPの部分ということになると思いますが、まず大本室長から資料2に基づいて御説明をお願いします。

○大本ガス安全室長 それでは、資料2につきまして御説明いたします。

まず、検討の目的でございます。昨年、資源エネルギー庁でガスシステム改革小委員会を設置し、需要家の選択肢拡大と競争活性化に資するシステムのあり方について検討しているところでございます。これを受けて、当委員会でガスの保安レベルの維持向上を前提とし、自主保安、需要家保安の観

点を踏まえて望ましい保安のあり方について検討を行うこととしております。

検討に当たっての基本的考え方につきましては、2ポツのところでございます。(1)に保安レベルの維持向上をまず前提とする。また、この資料につきましては、一昨日のガス安全小委員会で用いた資料なので、今回の議論と直接的に関係ない部分もございますけれども、関係するところとしては、(3)の規制の合理化、需要家保安に類似性のあるガス事業法、液化ガス法の保安規制に係る相違点を可能な限り整合化することが重要である。また、(4)需要家の選択肢拡大とインセンティブを行うところと関係してくると考えてございます。

続いて、これの議論に入る前に、9ページ目を御覧いただければと思います。ガスシステム改革の検討状況でございます。橘川委員長からもシステム改革のご説明がありましたけれども、おとこのガス安全小委員会のところでも、そもそも小売の自由化とか、システム改革は何が行われているかというところがございますので、若干補足の説明をさせていただきます。補足があれば、またガス市場整備課からも補足していただければと思ってございます。

もともとは、昨年2月に電力システム改革専門委員会で電力自由化の方針が示され、電線のようなネットワークは皆が使い、新規参入をたくさん入れるということはガスにも同じ考え方が通じるのではないかということを経済産業省に指摘をいただいています。これを昨年5月の資源エネルギー調査会において、ガスの自由化もあり得るのかという検討を始めたいという表明を資源エネルギー庁が行ったことを踏まえ、昨年11月からシステム改革小委員会の検討がスタートしているところでございます。

電力とガスにつきましては、体系が異なるため、いきなり自由化するのではなく、まずは事業者にヒアリングをしたところ、正面から反対という意見はないと認識しております。

一方で、自由化につきましては、様々なイメージがございます。自分たちが考えている自由化なのか、ふたをあけたら自由化が違わないかというご指摘もございますので、議論の進め方として、仮に小売全面自由化をするのであれば、どういう選択肢があるか議論しましょうということで、委員会のところで、自由化したらこういう制度になるということを示して、それをもって委員の方、業界の関係者も含めていろいろな意見を伺いながら判断しているという対応で行ってございます。

なお、今現時点で自由化をするということを決めたものではございませんし、したがって、その枠組みを決める中で、この保安につきましても一昨日のガス安全小委員会でも検討をスタートしたところでございますが、液化石油ガスの保安についても本委員会で議論を本日スタートしているところでございます。

資料の9ページ目を御覧いただければと思います。ここのシステム改革の中で4つの目的が書いてございます。(1)から(4)がございまして、特に(4)需要家の利益の保護と安全確保、ここが保安に関

係してくるところでございます。

下から6行目に、今年3月に簡易ガスの事業の団体からヒアリングし、それまでに都市ガス事業者からもヒアリングしてございますけれども、これらの結果を踏まえ、4月から具体的な論点について議論を始めているところでございます。

9ページ目の下の論点1から10ページ目にかけて論点7まで論点がございまして。特に保安に関係する部分は、委員長からも話がございましたけれども、論点3の5月29日に議論している小売全面自由化の保安責任をどう課されるべきかという部分と、論点5、6月5日に簡易ガスの制度のあり方をどのように考えるかという2点でございます。

10ページ目から11ページ目にかけて、それまでの各委員から、また事業者からの意見が記載されております。

12ページ目を御覧いただければと思います。今回の議題の1つの論点でございますが、簡易ガス制度のあり方の議論がなされてございます。12ページ目の3ポツのところでは日本ガス協会、日本コミュニティガス協会がオブザーバー参加してございます。

この論点の中で、12ページ下の①、現行一般化する事業の供給区域内での参入規制の必要性、ここで都市ガスの小売が全面自由化されれば、独占的に小売を行う供給区域はなくなるけれども、その場合に、参入規制は撤廃してよいか検討する必要があるという議論。また、②ですけれども、料金規制の必要性、13ページ目のところに書いてございますけれども、供給地点での独占を撤廃する場合には、小売料金に対する規制も撤廃してよいか検討する必要がある。③として保安制度のあり方、この3つについて検討しているところであります。

その小委員会での主な意見として、下から2つ目のところですが、委員長から安全確保を大前提とした上で簡易ガス事業を液石法でまとめて規制することに大きな異論はなかったということで、都市ガスはガス安全小委員会、LPガスについては本小委員会で議論していただくということを紹介していただいているところでございます。

戻っていただいて、2ページ目を御覧いただければと思います。まず1つ目の論点として、簡易ガス事業に係る保安のあり方でございます。簡易ガス事業は、簡易な設備でガスを発生させ、導管により70以上の需要家に供給する事業でございます。また、70戸未満の場合は、LPガス販売事業として液化石油ガス法の規制対象となります。(b)のところ、下側に図が描いてありますけれども、上が集合住宅、これにつきましては、マンションなどのビル単位で供給するものを集合住宅型、また、図1の下側でございますが、公道に埋設された導管を通じて戸建て住宅団地に供給するものが住宅団地型、この大きく2つに分かれます。最近では集合住宅が7割を占め、住宅団地型は減少しているところでございます。

3 ページ目を御覧ください。図 2、需要家への供給イメージでございますけれども、この図の上側がガス事業法、下が液化石油ガス法でございます。上にはストレージタンクという横置きの大い LP ガスタンクですとか、あとバルク供給、またボンベハウス、こういうもので70戸以上供給している。

液化石油ガス法につきましては69戸ということで、ボンベハウスですとかバルク供給、または戸建てのところに50キロボンベが2本ついているような供給で行っております。

続いて、4 ページ目に、簡易ガス団地の70戸以上のイメージでございますけれども、供給戸数が非常に多いものについてはストレージタンク、その次がバルク供給、その後ボンベ供給という流れになってございます。

5 ページ目を御覧ください。簡易ガス事業の規制でございます。(a) ですが、事業規制、簡易ガス事業については許可制で、料金等の供給条件を認可制としてございます。一方、70戸未満の LP ガスについては、液化石油ガス法により、登録ですとか書面の交付並びに保安規制を行ってございます。

(b) で保安規制につきましては、簡易ガス事業は、ガス事業法に基づく保安義務が課せられていまして、一般ガスと同様な規制を行っている。また、事業規制として報告徴収、立入検査を行ってございます。また、同じく LP につきましても、液化石油ガス法に基づく保安規制ということで、報告徴収、立入検査等も行っているところでございます。

まず1つ目の論点として、(2)でございますけれども、6月5日のシステム改革小委員会について簡易ガスに係る検討が行われ、審議の結果、安全確保を大前提とした上で保安規制の整合化が図られるのであれば、簡易ガス事業制度を廃止し、LP ガスを導管で供給する事業に係る保安規制は、供給先の戸数にかかわらず、液化石油ガス法で整理したらよいのではないかという意見が多かった。これを受けて、70戸以上に係る簡易ガス事業の保安規制を液化石油ガス法に移行することについて、安全確保を大前提とした上で保安規制の整合化が図られるのであれば移行は可能かということ、また、移行を検討する上で保安の観点から留意すべき点があるかということが1つ目の論点でございます。

それをイメージしたものが6 ページ目の図 4 でございます。左側がガス事業法、右側が液化石油ガス法、黄色の部分の簡易ガスは右側の液化石油ガス法へいく。事業者にとっては69戸と70戸以上で保安をやるのに別々の法律で行うことについて、こここのところをこちらの右側のほうの液化石油ガス法に移行できないかというのが1つ目の論点でございます。

続いて、2つ目の論点の7 ページ目を御覧ください。消費段階におけるガス事業法と液化石油ガス法の保安規制のあり方でございます。現状として、消費機器の周知業務でございますけれども、ガス事業法と液化石油法では消費機器、消費設備について機器の管理とか点検、また必要な事項を需要家に周知する義務を課しているということでございます。

一方、需要家に対する周知頻度として、ガス事業法では周知頻度が3年に1度、LP 法では2年に

1回以上ということで差異が生じているところがございます。

続いて、8ページ目を御覧ください。消費機器の周知と頻度、黄色の一番上の部分でございますけれども、この頻度がガス事業法では40ヵ月に1回以上、液化石油ガス法では4年に1回以上となっております。また、この表の真ん中、「不在処理」と書いてございますけれども、ガス事業法では3回以上訪問して不在の場合には不在として処理が可能にもかかわらず、液化石油ガス法では規定がないということで、そういう意味では何回でも訪問するという実態も伺っているところがございます。

ここで8ページ目の(2)の論点2でございますけれども、この消費機器の調査頻度について、可能な限り両方の整合化を図るべきではないか。仮に整合化を図る場合は、安全確保を前提に、内容に応じて整合化を検討し、規制合理化できるところはしていくということによい。また、ガスシステム改革小委員会では、本件について議論は行っていないところがございます。

以上で、あと参考資料が幾つかついてございます。参考資料1が現状でございます。2ページ目が参考2-1でガス事故の動向、これは一般ガスと簡易ガスを合わせたもの。4ページ目に一般ガス事故の動向でございます。6ページ目は簡易ガスの事故の動向。その後8ページ目が参考2-4ですけれども、LPガスの動向で、9ページ目にガス安全小委員会でもそれぞれのガス種で事故がどのぐらいのレベルなのかという御指摘がございましたので、9ページ目の下側のところがございますが、一般ガスの消費段階における事故の事故件数、また需要家数の比率をあらわしたものでございます。ただ、一般ガスにつきましては561とございますが、FF式のケーシング変形による事故を除くと下側の $8.8 \times 10^{-6}$ というオーダーになっているところがございます。

10ページ目に海外とのガス事故の比較ということで、11ページ目には集計方法が異なるので、なかなか厳密に比較しにくいところがございますけれども、日本と諸外国の消費者割合をオーダーで示したものでございます。

あと、参考資料4で、簡易ガス制度の制定の経緯、また、制度の枠組みが14ページ目、ガス事業の現状が16ページ目。18ページ目でございますけれども、前回の液化石油ガス小委員会でも切りかえに伴う事故にどういうものがあるのかという御意見もありましたので、それを18年度以降でまとめたものをあらわしてございます。LPガスから都市ガスに切りかえる際に発生したものが18ページから19ページ目に4件、また、都市ガスからLPに切りかえる際に発生したものを20ページ目に2件挙げてございます。

また、参考資料8として簡易ガス事業、液化石油ガス販売事業に係る主な保安規制を21ページ目以降の目的から35ページ目まで記載しているところがございます。説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○橘川委員長 今の参考資料の9ページのガス種別の事故件数というのは、掛けるのところの $10^{-6}$

<sup>5</sup>と $10^{-6}$ で違うので……

○大本ガス安全室長 正しいのは $10^{-5}$ ……

○橘川委員長 LPは $10^{-6}$ なのです。ですから、ちょっとわかりにくいので、 $10^{-6}$ でそろえれば、一般ガスは $19 \times 10^{-6}$ になって、簡易ガスは $10 \times 10^{-6}$ になって、LPガスは $4.4 \times 10^{-6}$ と理解すればいいわけですね。

○大本ガス安全室長 はい。

○橘川委員長 それでは、ガス市場整備課から補足はおありでしょうか。

○皆川ガス市場整備課長補佐 今、大本安全室長から御説明申し上げましたとおり、6月5日に簡易ガスにつきまして、ガスシステム小委員会で議論を行いました。その中で、先ほど御説明がありましたとおり、簡易ガスにつきましては事業規制の観点から私どもガスシステム小委員会で議論が行われて、橘川委員長にも委員として御参加いただいておりますけれども、そちらのほうでは事業規制、いわゆる参入規制でございますが、そちらのほうについては必要ないのではないかという御意見が多かったということで委員長からまとめがございました。当然ながら、安全の確保が大前提でございますので、安全の水準の確保を前提として、事業規制に関しては液石法でまとめて規制してもよいのではないかということで、残る安全の部分について、安全の観点から今回、本小委員会でご議論をお願いするという形になったものでございます。

以上補足させていただきます。

○橘川委員長 どうもありがとうございました。

それでは、早速資料2の大本室長が説明された資料の2ページ目、簡易ガスに係る保安のあり方について、論点1から議論をしていきたいと思えます。よろしいでしょうか。もう一度確認しますと、70戸以上の簡易ガス事業に関する保安規制を、従来のガス事業法から液化石油ガス法に移行する件についての議論になります。ご意見、ご質問のある方はネームプレートを立てていただければ、順次ご指名させていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

松村さんに口火を切ってもらわないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○松村委員 御指名でございますので、意見を申し上げます。

論点1では、保安規制の整合が図られれば移行は可能かという問いでございますけれども、そもそも違いがあるときは違った取り扱いをするのは当然ですが、同じものであれば同じ取り扱いをするのが物の考え方だろうと思えます。保安という目的、それから、取り扱う商品がLPガスと成分が同じということであるとすれば、基本的には同じなわけですから、同じ取り扱いをすべきであるし、可能だろうと思えます。

違いはあるのかということであると、液石法が対象としているところは、シリンダーで戸別配送す

るところと69戸以下の導管供給。それから、簡易ガス事業の場合は、70戸以上に導管で供給するところということでございますので、規模が若干違うのかなということです。簡易ガス団地の平均的な規模は240戸程度でございます。先ほどグラフがありましたけれども、大規模なところも1,000戸以上、数千戸に及ぶところもあります。考え方としては二百数十戸のものを1つのブロックでつなげていくということで大きくしたようなものでありますから、そういう意味でいくと、50、60戸の導管供給と、その5、6倍の平均的な団地の場合の何が違うのかということだろうと思うのです。そうすると、恐らくLPガスの貯蔵容量が違うかもしれない。それによって保安のところでは区別するところが何かあるかということではないかと思えます。そこになければ同じでいいはずだと、物の考え方としてそのように考えております。

○橘川委員長　ほかにいかがでしょうか。

北嶋委員、お願いします。

○北嶋委員　私、今、全国LPガス協会の会長を務めておりますが、2年前までは、10年ほど簡易ガスの業界団体である日本コミュニティーガス協会の会長・副会長を務めておりました。時代の流れの中で、このような事業法の問題について、やはり一番いい考え方は、まず保安ありきという形の中で液石法に取り入れていただく形で進めていただければと思っている次第でございます。

以上でございます。

○橘川委員長　ほかにいかがでしょうか。

作田委員、お願いします。

○作田委員　事実関係をお聞きしたいのですが、このコミュニティーガスといえますか簡易ガスといえますか、この分野での事故件数と一般的な意味でのLPガス需要者との事故の間で何か有意の差があるのか。例えば、簡易ガスは100戸当たりの事故件数が多いとか少ない、あるいは全くなければ、今いろいろな議論がございますけれども、トータルとして液石法で規制するのは極めて根拠があると思いますが、私が一番知りたいのは、何か特別な差異があるのかどうか。客観的なデータを経産省ではきちっとおまとめになっているのでしょうか。その辺について何かありましたらお教えいただきたいと思えます。

○橘川委員長　それはすぐのほうがいいですか。それとも後……すぐでよろしいでしょうか。

○大本ガス安全室長　本日、単年度の事故の件数のところをまずはご提示させてもらいましたけれども、それ以上にさらに客観的なデータがあればお示ししたいと思っておりますが、基本的に簡易ガスの事故のところでは特異的なものは、供給支障を事故としてカウントしていると。安定供給の観点から、供給支障を起こした場合には事故扱いとしているというのが簡易ガスのところで特徴的な有意な差としてはございます。それ以外につきましては、一般的な消費者段階の事故は、今の漏えい火災、

漏えい爆発というところでは特にないというところがございますが、LPガスについて唯一都市ガスと違うのは、漏えいに関しての事故も扱っているというところがございます。

先ほどちょっと説明を省略させてもらったのですが、消費段階といわれるところでも、液化石油ガス法につきましては、マイコンメーターから下流側、いわゆる灯内内管といわれるところも含めて消費段階としているのに対し、ガス事業法につきましては、ガス栓までが供給段階なので、ガス栓からそれ以降の機器が消費段階というところでの、その消費段階のところにも多少差異があるところが違いとして挙げられるところがございます。

○橋川委員長 越委員、お願いいたします。

○越委員 初歩的な質問で申しわけないのですが、2つ教えていただきたいのです。

1つは、70戸で線引きをされていて、今度はそれを撤廃しようということだと理解しておりますけれども、今まで70戸と決まっていた線引きの根拠は何かあったのかどうか。それを変えるということであれば、何か根拠があったのを変えるということであるので、その根拠を知りたいというのが1つ目です。

2つ目は、それを変えることに対して、何か状況の変化があつて必要がなくなったから変えるということであれば非常に納得できるのですが、今までやっていたことを変えることに対して、何かそういう必然性があるのかどうか。その2点を教えていただければと思います。

○大本ガス安全室長 参考資料の13ページ目を御覧いただければと思います。簡易ガス制度の創設といわれるところがございます。どちらかというところ、この制度につきましては、保安規制からというよりは、事業規制で70戸を分けたという経緯がございます。12ページ、13ページ目にかけて、当時、昭和30年代に導管供給というのが始まったところがございますけれども、液化石油ガス法でみるのか、ガス事業法でみるのかというところがこの13ページ目の上のところで議論がなされたところがございます。

この中で3ポツのところ、6、7行目でございますけれども、この調整について①で、今の地域全体の消費者の利益、また、二重投資の排除ということから、公正かつ合理的な取り扱いをする必要があるということで、ガス事業法を改正し、簡易ガス事業法と位置づけ、規制を課すこととした。その範囲については50戸と。この背景として、①から③が書かれているところがございます。50戸未満とするところについては、LPガス事業者については共同して折衝したりすることができる。②に50戸未満は投資金額が少なく、二重導管規制の弊害が少ないということ。また、③で土地収用法に基づいて51戸以上の団地の経営は公益性を認めているというような答申に沿った形で、国会の審議の過程で50戸という主張があつたのですけれども、これについては70戸という政治的な決着の中で、要はガス事法の中で位置づけられて今に至っているというのが制定の経緯でございます。

もう1つの御指摘については、先ほどの6月5日の審議でございますけれども、事業規制で認められている今の供給区域ないし料金規制の事業規制への必要性がどうなのかという観点で審議していただいた結果、今回その事業規制の必要性がないのではないかとということで、残るは保安規制のみについてどうなのかということが、この場でまさに問われているところの流れでございます。

○越委員　ありがとうございました。

○橘川委員長　市場整備課はよろしいでしょうか。

○皆川ガス市場整備課長補佐　はい。

○橘川委員長　多分、後半のご質問のところは、都市ガス事業と簡易ガス事業の間の競争条件が変わったというところが非常に大きくて、昔は非常に競争状態だったわけですがけれども、最近、そういう状況と変わって、むしろ都市ガスエリアに簡易ガスが出ていけないとかということのほうが集合住宅で簡易ガスをやるときの制約条件になっていることが問題になりまして、後段のところは競争条件が変わったということが大きいと思います。

○越委員　ありがとうございます。大変よくわかりました。

○橘川委員長　ほかにはいかがでしょうか。

では、富田委員、お願いします。

○富田委員　ありがとうございます。ガス協会の富田です。

簡易ガスが規制緩和して、液石法に移るといときに、一般ガス事業との関係で保安がどのようになるかというところについて、1点だけコメントさせていただきたいと思います。

今でも同じ道路の中に簡易ガスのパイプと、一般ガス事業のパイプが埋まっているという状況があるわけですが、規制が緩和されて競争状態がより厳しいものになっていくということを考えると、同じ道路の下に埋まるケースがふえてくるということが考えられるかなと思います。

今でもそういう状態があるので、そういう場合にはお互いに注意しながら事故を起こさないようにやっているわけで、今後その可能性が増えたとすれば、お客様の保安を守るという観点は両業界とも同じでございますので、より連携、協力しながら、お互いに事故を起こさないということをやっていく必要があるということで、私どもはそういう気持ちでやっていこうと考えております。

以上です。

○橘川委員長　ほかにはいかがでしょうか。

浅野委員、お願いします。

○浅野委員　浅野でございます。今いろいろな質問とかご意見を聞いて、論点が少し整理されてきたような気がしました。

それで、事業者さんが現場で保安活動を行う際に、この法律によって今のようなガス管の敷設環境

をめぐる保安の問題であるとか、そういうことも含めてどのくらい影響があるのかということ、やはり現場の人間ではないので、なかなかしっかりは理解ができないのです。ただ、消費者からみると、末端のガスの安全ということを考えてときに、2つの法律にまたがる中で、保安啓発も含めて、それから点検も含めて行われているということは、やはりちょっとややこしさを感じ、それを担当して従事している方々が、そのことによる何か思い違いであるだとか、例えば新たに人がどんどん変わっていったり、新任の方が入ってきたときに、理解しやすい状況なのかというところは、やはり感じるところがあるわけです。

ですから、いわゆる末端の保安のところ、消費者の使用のところの保安レベルでいえば、本当は統一化したほうがいいのではないかという感じはするわけで、そのあたりと現場での実際の工事であるだとか、競争が進んでいったときの何か混乱だとか問題が生じないのかといったところと両方合わせて最終的には議論していただければいいのではないかと思います。

以上です。

○橋川委員長　ほかにはいかがでしょうか。

1点だけ、私がちょっと気になっていたのは、議論からすると、今後は多分集合住宅型の簡易ガスが中心になるので、いわゆる住宅団地型みたいな形で、二重導管の話は可能性が比較的低いのかと思うのですが、逆に既存の簡易ガスの導管を修理とかという話が今後出てくると思うのです。そのときの公益特権をどうするのかという議論は煮詰まっていなかったような気がするのですけれども、そこはもし液石法に変わった場合に、修理がしにくくなるかということ起きないかどうか、そこら辺がちょっと気になった点なのです。

○皆川ガス市場整備課長補佐　前回の議論の際にも、委員長ご指摘の点につきましては、私どもガスシステム小委員会の中でも松村委員からお話がありました。これに関しましては、例えば実際の道路を掘り返す際の占用がどのように認められるかといった点などについては、国土交通省の所管の法律とも関係してまいりますので、その点については御指摘を踏まえつつ、こういった関係省庁と今後しっかり議論していくという形かと思っております。

以上でございます。

○橋川委員長　ということで、私自身も液石法に法案を移すのは賛成ですが、今の点は是非きちんと交渉していただいて、既存の管の保安水準が下がってしまうというのはまずいと思いますので、その交渉をお願いしたいと思います。

もう1つ、もし液石法に移した場合にいいなと思うのは、これによって簡易ガスという概念が消えるわけです。簡易ガスという言い方なのですけれども、英語にすると何になるのかわからないのですが、シンプルガスなのか——シンプルならまだいいのですが、イージーガスなのかもしれなくて、簡

易ガスという名称自身が、保安面に関していうと余りプラスのイメージではないのではないかと思います。

そういう意味で、保安をきっちりやるという意味からいっても、簡易ガスという言葉が消えて、多分コミュニティーガスという言葉に統一されるのではないかと思います。そこも1つのメリットなのではないかと思います。それでは、論点1に関してよろしいでしょうか。それでは、北嶋委員。

○北嶋委員 二重導管の問題につきましては、お客様のところに配管が2本入っていくと、どちらがLPガスで、どちらが都市ガスでということがわからないような状態になるため、保安第一ということでご検討方よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○橘川委員長 よろしいでしょうか。それでは、論点1は、議論の中で大きな異論はなかったと思います。また、もしご異論がありましたら後でいっていただきますが、論点2の消費段階におけるガス事業法と液化石油ガス法の保安規制のあり方についてに移っていききたいと思います。

簡易ガスが液石法に移るということで、比べてみると明らかなのですが、保安面で、同じガスでありながら、一見微妙な違いのようではございますけれども、実務的にはかなり大きな違いが残っている、その問題をどうするかという議論であります。

この論点2について、ご意見、ご質問等がございましたら、名札をまた立てていただきたいと思ひます。いかがでしょうか。——現場の実態がわからないとなかなか議論しにくいところがあるのではないかと思いますので、北嶋委員から口火を切っていただくとありがたいのですが。

○北嶋委員 まず、橘川委員長が冒頭のご挨拶をされました中で、1から3のお話がございました。まず自分の考え方といたしましては、小売事業者が保安の責任をもつということが一番いいのではないかと。保安を中心とした考え方でございますけれども、つまり、物を売る人が売った人に責任をもつということではないかと思ひます。

なお、このガスシステム改革におきましては、電力システム改革に伴う電力の保安規制のあり方との整合化が必要ということもあったわけでありまして、お客様宅の保安につきまして、消費設備の調査だとか周知等、電力とガスでは実施内容が異なっているところもございまして、電力が自由化するからガスもやろうということだけではなくて、ガスの自由化はお客様の安全を守ることを最重点に検討した上で、保安が担保されてから進めていくものと思っております。

以上です。

○橘川委員長 議事の進め方が下手だったかもしれませんが、資料2の7ページと8ページのところを今議論しているということで、直接的にいいますと、ガス事業法と液化石油ガス法で黄色い部分のところ異なっているわけです。この異なっている部分の調整をしなくていいのだろうかということが、今ここでご議論したいポイントになります。

堀口委員、お願いいたします。

○堀口委員　すみません。3年に1回とか2年に1回とかという、最初に決まったときの根拠はそれぞれ何だったのかを教えてくださいませんか。

○橘川委員長　非常にもっともなご質問だと思います。

○大本ガス安全室長　それぞれの法律の中で、今の消費者への周知をやっていくことが必要だということで規定を設けているのですけれども、そのときの年数として、それぞれの法律で妥当な年数を定めたときに、3年だったり、2年だったり、例えばLP法の点検頻度も4年に1度というのが、実は平成9年のLP法の大改正のときには2年に1遍だったのですが、改正している根拠としては、いわゆる事故率とかそのようなものが特に問題ないということで緩和しているという歴史的経緯がございます。ただ、一方で、ガス事業法とLP法でそれぞれこのように並べている議論というのは、正直なところ、多分していないのではなかったのかなと思っていまして、逆にいうと、今回まさにその両方を比べたときに、実質的には消費段階のものであるにもかかわらず、今の基準に差異が生じていると認識しているところでございます。

○橘川委員長　いかがでしょうか。私から2点ばかり。8ページの一番下の不在処理のところなのですが、ガス事業法は3回訪問して不在の場合には不在として処理が可能になるのに対して、液石法は規定がないということは、3回行ってダメだったら、また4回目、5回目行かなければいけないととれますし、規定がないから一回も行かなくてもいいととれてしまうわけですが、実態としては多分前者ではないかと思えます。特に都市ガスエリアでLPガスが入っている場合には、熱量が高いとかということで、中華料理屋さんを中心に業務用の方が多いのではないかと思うので、そういう人はなかなか現場をみせてくれにくいようなところがあって、3回で済まないで、4回、5回という話になると、実務上かなり問題なのではないかと思うので、こここのところの実態を知りたいというのがまず1点であります。

それから、ちょっと別角度ですけれども、この保安の話というのは実はすごく重要な話でありまして、今後、保安のビジネスが独自に——保安ということは、お客さんのところに行くわけですから、フェース・ツー・フェースの関係が成り立つわけでありまして、今どき家の中にとんとんといって入ってこられるのは、ある意味では、宅急便でも郵便局の方でも入り口までしか入ってこられないのに対して、中に入ってこられるということは、すごくビジネスチャンスでもあるわけです。ですから、保安の問題というのは、実はすぐれて保安をやりながら競争にもかかわる問題である。後者はコメントですけれども、それをいいたいと。前者の実態はもうちょっと議論したほうがいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

山田委員、お願いします。

○山田委員 教えていただければと思います。3回訪問して不在処理ができるというのは、ちょっとどうかと私は思います。やはり同じ時間に行って、建前上3回行ったからいいのではなくて、その時間が不在であれば時間をずらして、3回といわずに、会える時間に行かないといけないことではないかと思えます。実際、私どもでは、3回以上訪問してあるのか何なのかよくわかりませんが、覚えている限りではまだお会いしていません。そういう事例が多いということは、やはり業者の努力不足ではないかと思ひまして、不在処理ができるというのはちょっと問題ではないかなと思ひますが。

○大本ガス安全室長 LPガス販売事業者は約2万社あるので、全てを調査したわけではないのですが、大手のLPガス事業者の人に、昨年もトップヒアリングということでヒアリングしている中では、今の不在に関しては、例えばレッドカードとかイエローカードではないですが、1回行って、いない場合は青い紙を。その次は黄色で、その後は赤で、次はとめますよとか、そのような取り組みを、LPガス事業者の方は工夫を凝らしながら結構やってきております。そのときに、ここは先ほど委員長からありましたけれども、企業によっては、もしかしたらそのやり方が、今、山田委員がおっしゃるように、時間帯とか日時とかというところを、ずるをすればそうなるかもしれないですが、聞いている限りでは、そういうのをずらしながらとか、曜日をずらしながらとか、週末とか、そういうことを工夫しながら何回もやっている。そこが非常に苦労しているということを一般的には聞いているというのが今の実態かと思ひます。ただ、全ての事業者の人に実態を聞いたわけではないのですが、そのような声も結構多いというように伺っているところでございます。

また、都市ガスも3回でというときに、そういう意味では時間帯をずらしながらとか、そういう工夫をしながら、今の処理を対応されているとも伺っていますので、それは都市ガス、簡易ガス、LPガスそれぞれの事業者において、一般消費者の安全・安心の観点から工夫を凝らしながらこの取り組みをされていると認識しているところでございます。

○橘川委員長 堀口委員、お願いします。

○堀口委員 それで、どれが一番いいという話ではなくて、液石法に移ったときに、法律の中の保安の部分をいじくるつもりで議論するのか、要するにここの部分はいじらず、これにそのまま該当させて大丈夫でしょうかというように議論を進めるのかというところがちょっとみえていないのです。

今、初めて法律を照らし合わせたところ、このように違いがあったという現実が私たちの目の前に出てきて、1つ、簡易ガスについて液石法に準ずるとなったときに、では、液石法はいじらず、そのままのルールにのっとってやるというところで議論を進めて大丈夫なのかというようにするのか、やはり簡易ガスを入れることによって液石法も少しいじらねばならないでしょうねというようにして議論を進めるのかで根拠がそれぞれ——事故率とかといっただけではありませんけれども、実は余り明確

な根拠がないのではないかというのが頭の中にあるとしまして、皆様がこれまでお仕事をされてきた職人というか、事業者としての感覚で、多分これで大丈夫というところで決められてきたのではないかなという気がしているので、どのように考えて議論すればいいのかがちょっとわからないので、教えていただければと思います。

○大本ガス安全室長 1つは、まず簡易ガスを移行するという件に関してですけれども、基本的には液化石油ガス法をベースにどう考えるかという話で、ただ、液化石油ガス法をベースに考えるときに、やはり簡易ガス事業でやってきたものに関して、液化石油ガス法にないようなものがあればそこは取り入れるとか、また、場合によっては規制合理化できるものがあれば規制合理化していくことも考えられるのではないかと考えてございます。

先ほど冒頭に松村委員からございましたけれども、貯槽の容量の規制がそれぞれございます。きょうここでは提示しなかったのですけれども、例えば保安距離に関しては、どちらかというと液化石油ガス法が規制合理化されているということで、逆にいうと、移すことによって簡易ガスの保安距離が短い距離で設置することができるものもございます。

一方で、いわゆる主任技術者といわれる資格制度がございます。これについてガス事業法では、簡易ガスについては丙種ガス主任技術者という制度がございますけれども、これを移した場合に、その資格に関してLP法の中でもきちんと位置づけられて、しっかりやっていくということが大事なので、こういうことをちゃんとブリッジしていくということもこの論点の中でもちょっと入ってございますが、こういうこともしっかりやっていかなければいけないと思っているところであります。

ただ、主任技術者の制度も、ガス主任技術者については導管といわれる観点がございます。その意味では、それに対応するものがLPの業務主任者でございますけれども、その資格については第二種販売主任者の資格が要るのですが、ここに関しては合格率とか試験問題が若干違ったり、そういうところがあって、一般的にはガス主任技術者の方が難しいといわれているところもございます。場合によっては講習とかで、補填していくということも考えられるのではないかとこのところが、まず移行する上での考え方だと思います。

もう1つは、移行しないガス事業法と液化石油ガス法における規制の整合化でございます。これについては、どちらかというと簡易ガスを移行するというよりは、それぞれを見比べたときに違っているものがあれば、どちらかのほうに合わせていくということになるかと思っております。それは今の簡易ガスをするのとはちょっと違うかと思っておりますけれども、それぞれで見直すべきところを合わせていく。合わせ方というのはいろいろあると思っておりますけれども、内容に応じて一件一件見直していくということになるかと思っております。その典型例が、今の頻度みたいなものが実はずれているということに合わせていくという、そのような考え方の2つのことがあるのかなと思っておりますのでござ

います。

○橋川委員長 北嶋委員、お願いします。

○北嶋委員 大本室長がお話になったのとちょうど同じ考え方でございます。これからガス事業法との整合化という形になってまいりますれば、例えば設備工事及び点検・調査の資格制度問題なども、どのような形でやっていくのか。保安を中心とした整合化を図り、あらゆるルールを1つのものにしていくということは大変大事ではないかなと思っております。

以上でございます。

○橋川委員長 浅野委員、お願いします。

○浅野委員 調査実施者の資格のところは、多分今日決めるという話ではないと思いますので、このあたりをもう少しそれぞれの専門性と、規則第107条に定めている調査員と、規則第37条4号に定める保安業務資格者のもともとの資格の範囲、プラスこの次の資格要件を満足する者、それがプラスされたときに、どれだけのレベルが期待ができるのかというあたりを素人にももう少しわかりやすい形で示していただきたいなと思います。

全く合理的な意見ではないかもしれませんが、このご時世、幾らガス会社の方とはいえ、一般の家庭に他者を入れることのハードルがすごくあると思いますし、現実にそういった方に入ってくださいときに、どれぐらい信頼が置けるのかなというのはみんなが思うところで、大変だとは思いますが、専門性プラス、それだけの資格をとってきちっと仕事に従事しようというプライドというか、責任感というか、そういうものもこの資格には加味される場所が多分あるのだと思うのです。全く合理的な意見ではありませんが、そういう意味では、普通の消費者からすると、できるだけ資格要件が一定程度加わっていたほうが望ましいという感じがあるということは申し上げたいなと思います。

それから、不在処理の問題については、液化石油ガス法に規定がなかったのだと単純に思うところでありまして、規制をある程度緩和していく方向からすれば、確かに3回以上訪問したら不在処理が可能といった規定が合理的ではないという見方も多分あるのでしょうけれども、一方で、規定が全くないというのもどうかと思うわけで、このあたりは、3回かどうかは別として、何らかの規定があったほうがいいのではないかと消費者は単純に思います。

もう1つ、7ページのところで、周知対象者及び頻度で、ガス事業法においては、例えば供給地点のガス使用者、特定地下街、地下室、超高層建物などによって少し頻度を上げているわけなのです。そうしますと、簡易ガスが今後コミュニティーガスとして液石法に入れられるとしても、ガス供給の性質上、液石法で今までカバーしてきたような供給形態とやはり違う形態があるわけです。そうしますと、ここのところは何も配慮しなくていいのだろうかというのは疑問に思ったところです。

以上です。

○橘川委員長 きょう1回目でありまして、先ほど堀口委員のご質問に対する大本さんのお答えの中にもあったと思いますが、簡易ガスが動いたことによって両方の法律の調整をしなくていいのかという問題と、それとは関係なく、もともと違いがあったところで調整しなくていいのかという2つの問題があります。そして、多分今後事務局から具体的な改正案を示していただかないとなかなか議論にならないと思うのです。今、7ページと8ページの資格と対比してある部分についてそれぞれご意見も出たわけでありまして、落とすところについて何かたたき台がないと議論しにくいと思いますので、それをできれば次回までに出していただきたいなと思います。そのたたき台をつくる上でもさらにご意見がありましたら、今お伺いしておいたほうが良いと思うのですが、いかがでしょうか。

富田委員、お願いします。

○富田委員 ありがとうございます。1点だけ確認させていただきたいと思うのですが、ガス事業法における保安の考え方として、国の関与をできるだけ最小限にしながら、自主的な取り組みを含めて結果としての保安レベルを向上していくという基本的な考え方があります。液石法も同じ考え方に立っていると思うのですが、今回この整合性を考える際にも、その方向のことをベースに置きながらご検討いただければと思います。以上です。

○橘川委員長 ほかにいかがでしょうか。松村委員、お願いします。

○松村委員 論点2のところは、先ほどから委員長がおっしゃっていますように、簡易ガスが移行すべきかどうかという話とは全く別で、たまたま行政のガス安全室、大本室長のところが両方の法律を所掌されることになって、改めて同じガスなのに何でこんなに違うのだろうということで御疑問を抱いて提示されたのだろうと思っております。今まで2つの課に分かれていたのが1つになったから、その辺が提示されたということだろうと思います。

ここの問題はどちらにということではなくて、要は片方の緩やかなほうで安全性がきちっと担保されている。事故率が極めて低いとか、その辺で決めていけばいい話であって、あるいは性質上、先ほどの建物の区分けの話とかというのがございましたけれども、たまたま簡易ガスの話が出ましたから申し上げると、簡易ガスについていえば、地下街とか、こういった話は現実の供給先としてはないわけです。簡易ガスは九十数%が住宅団地でありまして、住宅以外の業務用として、例えば団地内の飲食店、あるいは病院に供給する場合がありますが、大部分が住宅でありますので、わざわざする必要はないだろうと思いますので、改めて具体的な案を提示されるときに、ここはこういう理由で、あるいは事故率がこのようなレベルであるからといったような根拠、理由を示していただければありがたいと思います。以上です。

○橘川委員長 ほかにいかがでしょうか。情報の非対称性が非常に大きいので、消費者の方から

心配な御意見が出るのはごもっともだと思います。ほかにはよろしいでしょうか。

北嶋委員、お願いします。

○北嶋委員　今、論点2のお話がありました中で、簡易ガスというのはガス事業法の中にありまして、一般ガスと同じ形であります。一方、LPガスはもちろん液化石油ガス法という別の形の中にあります。できるだけこれを1つに整合化しろというお話の中で、どちらかが間違っていて、あるいはどちらかが緩やかで、どちらかがきついという形ではなくて、それぞれつくられた時点の中で、それぞれがこうあるべきだという感じになっております。この一つ一つをみてみますと、数字が違うということは当然のことなので、これを合わそうということなのですが、それぞれやはり保安に対する同じような強い思いがあってこのような形になってきておりますので、片方をとると緩やかだから危険になってしまうということではありません。先ほど委員長がお話になりましたように、これらは何も間違った形でつくられたわけでもないの、これらを整合する形のものを役所のほうで1つ提案していただいて、この中でどうだろうかとお決めいただければと思っております。

以上でございます。

○橋川委員長　よろしいでしょうか。それでは、2番目の論点についてはいろいろ御意見を頂戴しました。先ほど松村委員がいわれましたように、経産省の立てつけが非常に面白い形になっていました。事業はLPガスと都市ガスが資源エネルギー庁の中でも部が違うという状態であるのに対しまして、大本ガス安全室長のところはLPガスと都市ガスの保安を両方一緒にやっているという形になっていますので、むしろこの両方を比べるというのは、ある意味では保安という切り口からのほうが行きやすいという非常に示唆的な、事業の方も今のままでいいのだろうかということをお聞きしているような気がしないでもないのですけれども、状態ですので、せっきくのいい機会ですので、両方の保安について、保安水準を上げていく方向で、なおかつ比較することによって、かえって規定をつくってしまったほうが、実は訪問の問題などというのは実務的にもやりやすくなるようなところがあるのではないかと思うのです。せっきくですから、直せるところは直していくというご提案を次回くらいまでに大本室長のほうからお願いできれば、それに基づいて議論できるという形になると思います。

もちろん法律を変えるというものもあるでしょうし、法律を変えとなりますと国会マターなので非常に時間がかかたりしますので、そうでないやり方で、運用で変えていくというやり方もあるかと思っておりますので、その辺も含めましてご提案いただければありがたいと思います。

○大本ガス安全室長　御指摘いただきました点について、時間的にタイトなところもあるので、まずは方向性を御議論いただいて、物理的に、網羅的に次回までに検討して行うのはなかなか難しいかなと考えております。このため、次回までに出せるものは出したいと思っておりますけれども、今回は、こういう方向で見直していくのだという方針を是非御議論いただいた上で、詳細についてはまたもう少し

し時間をかけて、根拠とかこれまでの経緯、保安についての制度に立てつけが違うというところもございまして、そういうこともいろいろよく勘案しながら、次回出せるところはぜひ出してご議論いただければと考えております。これについては、継続的に見直しの検討をして、それをお諮りするという流れも多分出てくるのかなと考えているところでございまして、これは不断の見直しにより、規制の合理化をしていくことが大事だと考えてございまして、次回、なるべく出せるところは出していきたいと考えているところでございます。 以上でございます。

○橋川委員長 どうもありがとうございました。それでは、全体を通じて村上審議官、何かご意見ございますでしょうか。

○村上審議官 きょうは貴重な御意見をいろいろいただきまして、ありがとうございました。

今、大本からも話が出ましたけれども、簡易ガスを液化石油ガス法に移すということ、事柄としては単純なようにみえますが、実は中身としてはすごく複雑なものがいっぱい入ってしまっていて、2週間後の次の委員会にどこまで精緻なものが出せるかというのは甚だ自信がないところでございますけれども、制度全体として安全性が維持されるのかどうかというパッケージの大きなところぐらいは何とか考えて出したいと考えております。

さらに、この話、今日は余り出ませんでしたけれども、実は液石法に移ると都道府県の関与がかなり強くなるわけでございますが、都道府県さんとも実は意見交換が余りできていない状況でございます。そういったところも進めながら、またさらに、今回LPガスということなのですけれども、昨今は水素エネルギーというのも着目されてしまっていて、水素ガス導管ができたときにどうするのだという議論も将来には控えているわけで、そういったことも考えなければいけないということがございます。さまざま考えることがございますので、出せるところまで次回やっていきたいと考えてございます。

○橋川委員長 どうもありがとうございました。当然のことながら、ここはLPの委員会でありまして、都市ガスの部分については都市ガスの委員会の議論もあるかと思えます。なるべく方向性を次回まで出していただければありがたいと思えます。

先ほどもいいましたけれども、この保安の問題というのは、実は保安自体としてももちろん大事な話なのですが、今アジアの中で急激にLPガスが普及してしまっていて、アジアの人たちにとっては近代化の象徴みたいな形になっています。

その中で、一方で安全上の問題というのはアジア中でかなり起きてしまっていて、日本の保安の仕組みというのは決して日本だけにとどまらないで、アジア全体を幸せにしていくといえますか、もしかすると競争力強化にもつながる、その保安のパッケージを輸出するということが十分あり得るわけです。かえって都市ガスですとか、電力ですとかの系統で出ていくというのは、相手の国にとってみると大ごとになってしまうので、投資額も大きいので出にくいのですが、ガソリンだとSSが行くとか、L

Pガス会社が保安を武器に海外に行く方が、海外に出やすい面もあつたりしますので、我々が保安を議論するということは保安だけにとじない、保安でももちろん大事な問題ですけれども、日本の未来にかかわる非常に大きな問題があるのではないかと思います。そういう意味で、是非この議論をしっかり続けていきたいと思ひます。

一方で、実は私、昨日も同じ時間、同じ席にいたのですけれども、きょうは予定の時間よりもどうも早く終わることができそうで幸せであります、次回以降の予定について、大本室長、よろしくお願ひいたします。

○大本ガス安全室長 本日、いろいろご意見いただきまして、ありがとうございます。まだ言い足りないとか、言い忘れたということもあるかもしれませんので、もしも何か意見等がございましたら、来週17日火曜日午前中までに事務局にお寄せいただければと思ひます。

また、次回26日に、事務局から方向性の案を含めたものを提示させてもらってご議論いただければと考えているところでございます。以上でございます。

○橘川委員長 どうもありがとうございます。

以上をもって、本日の小委員会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

—了—